

あり得ません。「ロト」の当選番号予知？

パチンコや競馬の攻略情報を提供するという「ギャンブル必勝法」と呼ばれる詐欺的な商法に関する相談は岐阜県内でも過去3年間に69件もの数が寄せられています。最近新手の手口として急増しているのが宝くじ必勝法なるものです。平成24年度はすでに9件の相談が寄せられています。

事例1

見知らぬ会社から宝くじの番号を教えるのでグループに入らないかと何度も電話があった。借金してお金を振り込んだが、当たらなかった。返金を求めたところ「補てん抽選会があるので宝石を売ってお金を作り参加したらいい。」と言われた。信用できるか。(60歳代 女性)

事例2

「ロトくじをやってみる気はないか。くじや賭け事には裏がある。」と電話で勧誘された。今日の当選番号を教えると言われ翌日朝刊をみるとその番号が載っていた。すっかり信用し、供託金150万円を振込、免許証と家族構成をファックスした。その後電話するも通じない。詐欺にあった。(60歳代 女性)

事例3

宝くじの情報が得られるというネットの広告を見て会員登録した。その後電話で当選金額の4割を用意すれば当選する内部情報を教えると言われた。金融機関から100万円借りる準備をしたが、抽選日が延期されたり不審。(50歳代 男性)

事例4

宝くじが当選する情報を無料で提供すると電話があり申し込んだところ、2等の800万円が当たるので保証金を252万円振り込むよう言われた。信用できるか。(60歳代 男性)

事例5

「宝くじが当たる権利を売ります。」という電話があった。「当選権を確保するために75万円が必要。振込金は後で必ず返します。」という言葉信じ振り込んだがだまされた。探偵社が安い手数料で金を取り戻すと言うが信用できるか。(30歳代 女性)

アドバイス

将来の不確実なことを告げて勧誘することは消費者契約法第4条に規定されている断定的判断の提供にあたり、契約の取消を求めることができます。しかし、業者の連絡先がわからず、口座も凍結されているような場合は、まず返金される可能性は低いでしょう。「絶対に当たる」「必ず当選する」と勧誘された場合は、詐欺ですから決して申し込んだり金銭を支払わないようにしてください。一度支払ったものを取り返すのは非常に困難です。怪しいと思ったらためらわずにすぐに警察に届けてください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

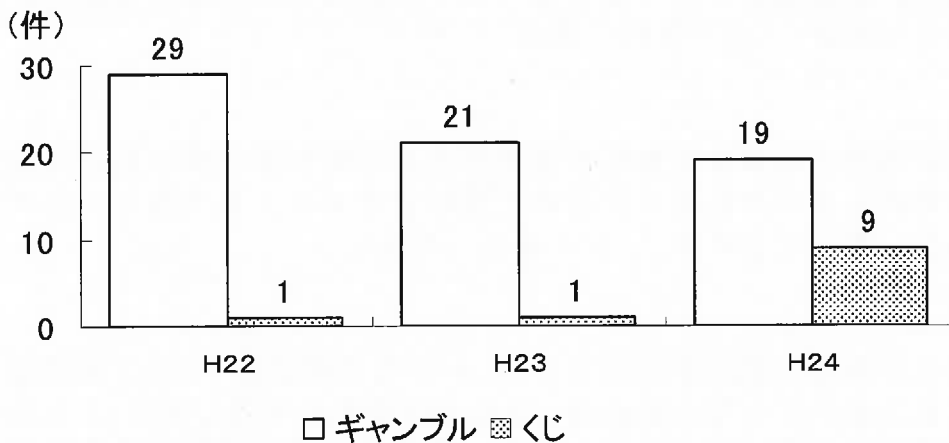
土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

平成25.4.23 岐阜新聞

ギャンブル必勝法と電話勧誘による「くじ」に関する年度別相談件数



※24下は平成25年2月末まで